

令和4年広審第16号

裁 決

漁船A乗組員負傷事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

海技免許 三級海技士（航海）

補 佐 人 2人

本件について、令和4年6月15日その管轄を仙台地方海難審判所から当海難審判所に移転する指定があったので、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の三級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和2年10月7日09時25分

岩手県釜石漁港

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

総トン数 300トン

登録長 57.46メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 2,942キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成28年10月に進水し、下層を居住区、上層を操舵室とする甲板室を船尾部に、7個の魚倉を同室前方の上甲板下に設け、操舵室上方に魚見^{うおみ}と称する櫓^{やぐら}を、甲板室後方に裏漕ぎ^こに用いる小型船舶を備えた、灯船、探索船兼運搬船としてまき網漁業に従事する全通二層甲板の鋼製漁船で、網船など計4隻で船団を組み、日本海の漁場等で漁獲したまいわしなどを三陸、北海道等の各港に運搬していた。

魚倉は、船首側から順に1番から7番までの番号が付され、倉口が幅2.7メートル長さ2.0メートル、深さが5.7メートルで、ハッチコーミングがなく、倉口が上甲板と略同一面で、海水及び氷と共に漁獲物を入れたのち、左右対称の2枚のハッチカバーを閉じて水揚港まで漁獲物を貯蔵することができた。

水揚港到着後、漁獲物は、魚倉のハッチカバーを開放し、船首甲板及び甲板室上方のデリックポストを兼ねるブレストデリック各1基、同デリックから伸びるワイヤで操作するデリックブーム各1本、たも網（以下「タモ」という。）等を取り付けて魚をすくい揚げる、幅1.4メートル長さ2.1メートル高さ2.4メートルの架台を4個の車輪で支える構造の、スクープマスターと称する油圧駆動の装置（以下「揚網機」という。）2台を用いて水揚げされていた。

揚網機は、左舷側の2個の車輪が、同舷側から約0.8メートル離して舷縁と平行に設けた長さ約2.4メートルの一筋の溝を、右舷側の2個の車輪が、各倉口左舷側から約0.4メートル離して敷か

れた鋼板上をそれぞれ移動し、例えば1台を3番魚倉に、他の1台を7番魚倉付近で止め、同時に2個の魚倉において、長さ約12メートル直径約11センチメートル重量約60 kilogramsのFRP製たも竿（以下「竿」という。）を3個のローラーで挟み込み、デリックブームで吊り下げたタモを竿の先端部に取り付け、竿の方向や長さを変えながら、タモで魚をすくい揚げて陸上のタンクに移すことができた。

(2) 水揚げ時等の態勢

a 1 受審人は、乗組員を1番から3番までの魚倉を担う班（以下「船首班」という。）と、4番から7番までの魚倉を担う班（以下「船尾班」という。）に分けて各魚倉の水揚げに当たらせていた。

乗組員は、揚網機及びブレストデリックに各1人が就き、両機を操作して水揚げを始め、倉内の魚が減れば、1人が海水ポンプの操作に当たって海水を排出しながら揚網機等による水揚げを続け、タモで魚がすくえない状態になったところで、乗組員1人ないし3人が倉内に降り、手網で魚をすくってかごに溜め、かごに溜まったら魚をタモに移し替えて水揚げする、^{さら}浚えと称する作業に当たっていた。

乗組員は、浚えを終えると、倉内に1人を残して上甲板に上がり、ロープで降ろしたかごで手網を引き揚げた後、他班に合流したり、使用を終えた揚網機やデリックブームの片付けに当たり、倉内に残った乗組員が当該魚倉の洗浄に当たっていた。

揚網機を片付ける際、竿は、乗組員のうち1人が左舷側に位置してローラーで挟み込んだ根元付近を、1人が右舷側に位置して先端付近をそれぞれ支えた後、揚網機の操作に当たる乗組員がローラーを緩めて外され、支えていた乗組員2人が左舷側に運んで固縛さ

れ、揚網機は、竿が外された後、操作に当たっていた乗組員が左舷船首部の所定の場所に戻して固定されていた。

(3) 平素の安全対策等

a 1 受審人は、船員労働安全衛生規則を承知しており、経験の少ない乗組員に危険を伴う作業に当たらせなかったほか、他船で発生した転落事故情報を食堂に掲示したり、乗組員に口頭で状況を説明したりするなどして注意を喚起し、上甲板上方の吊りワイヤを張り合わせたり、高所の電球を交換させたりする際には乗組員に安全带を使用させていたが、魚の鮮度を保ったまま水揚げを終えることを意識していたこともあって、水揚げ時に安全带を使用させる習慣がなく、倉口付近に立って手網を引き揚げる際においても、安全带を使用させないまま当該作業に当たらせていた。

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a 1 受審人ほか9人が乗り組み、漁獲したまいわし約173トンの水揚げする目的で、船首3.0メートル船尾6.5メートルの喫水をもって、令和2年10月7日05時10分釜石漁港に入港し、釜石第2魚市場前に設けられた岸壁の、釜石港北防波堤灯台から083度（真方位、以下同じ。）760メートルとなる地点に、右舷着けで着岸した。

a 1 受審人は、05時45分水揚げ開始を知らせるベルを鳴らし、乗組員が救命胴衣、合羽、安全帽を装着して船首班及び船尾班に分かれて水揚げを開始し、自身が船首班で用いる揚網機の操作に当たった。

水揚げを開始したとき、a 1 受審人は、転落等の危険を伴うことを承知していたが、ほとんどの乗組員が経験を有し、水揚げに慣れていたので、倉口左舷側付近に支持索を張り合わせ、同索に安全带

を取り付けた上で作業に当たらせるなど、転落による危険を防止するための措置を乗組員に指示することなく作業に当たらせた。

Aは、船首班の乗組員が3番、2番及び1番の、船尾班の乗組員が7番及び6番の順に各魚倉の水揚げを終え、09時20分頃船首班のa2甲板員ほか数人が1番魚倉の浚えを、船尾班の乗組員が5番魚倉の水揚げをそれぞれ始めた。

a1受審人は、1番魚倉の浚えが終われば、船首班の乗組員を船尾班に合流させ、自身も揚網機の片付けを終え次第同班に合流するつもりで、竿を同魚倉倉口船尾側上方で止めていた同機を片付けることとした。

09時24分半a2甲板員は、浚えを終え、甲板員1人を倉内に残して上甲板に上がり、手網の引き揚げに備えてロープをかごに取り付け、竿を止めていた1番魚倉倉口船尾側で、前屈みになって倉内を覗きながら待機した。

このとき、a1受審人は、ローラーから外した竿が1番魚倉倉口付近にいる乗組員に接触すると、当該乗組員が身体の平衡を失って倉内に転落するおそれがあったが、船尾班に合流することに気をとられ、同倉口付近の乗組員の有無を確かめなかったばかりか、竿の両端を支える乗組員を待つことなく、ローラーを緩めて揚網機から竿を外した。

一方、a2甲板員は、身体の平衡を失えば倉内に転落するおそれがあったが、安全帯を装着した上で待機するなど、倉内への転落防止措置を適切に行わなかった。

こうして、a1受審人は、1番魚倉倉口船尾側で待機中のa2甲板員に気付かないまま、竿を2番魚倉のハッチカバー上に置こうとしたところ舷外に滑り落ちそうになり、駆け寄った乗組員が竿を支

えたが、09時25分Aは、釜石港北防波堤灯台から083度760メートルの地点において着岸中、喫水が船首2.7メートル船尾5.5メートルとなったとき、竿がa2甲板員に接触し、同甲板員が身体の平衡を失って1番魚倉に転落した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は下げ潮の中央期で、海上は穏やかであった。

その結果、a2甲板員は、2か月の入院加療を要する左大腿骨骨幹部開放骨折、第2腰椎破裂骨折等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗組員負傷は、釜石漁港において着岸中、水揚げを行う際、転落防止措置が不適切で、甲板員が1番魚倉に転落したことによって発生したものである。

転落防止措置が適切でなかったのは、船長が、水揚げを開始した際、転落による危険を防止するための措置を乗組員に指示することなく作業に当たったことと、揚網機を片付ける際、1番魚倉倉口付近の乗組員の有無を確かめなかったばかりか、竿の両端を支える乗組員を待つことなく、ローラーを緩めて揚網機から竿を外したこと及び甲板員が、手網の引き揚げに備えて上甲板で待機していた際、転落防止措置を適切に行わなかったことによるものである。

a1受審人は、釜石漁港において着岸中、揚網機を片付ける場合、ローラーから外した竿が1番魚倉倉口付近の乗組員に接触すると、当該乗組員が身体の平衡を失って倉内に転落するおそれがあるのだから、同魚倉倉口付近の乗組員の有無を確かめるべき注意義務があった。しかるに、同人は、船尾班に合流することに気をとられ、1番魚倉倉口付近の乗組員の有無を確かめなかった職務上の過失により、同倉口付近で待機中の

a 2 甲板員に気付かないまま揚網機から竿を外し、竿が同人に当たって 1 番魚倉に転落する事態を招き、a 2 甲板員に2か月の入院加療を要する左大腿骨骨幹部開放骨折、第2腰椎破裂骨折等を負わせるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の三級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年12月20日

広島地方海難審判所

審判長 審判官 濱 田 真 人

審判官 浅 野 活 人

審判官 丸 田 稔